

## 公立幼児施設におけるSNSの運用方針

公立幼児施設の運営等に関する様々な情報を保護者のみなさまに早く届けるための媒体として、SNSによる情報発信をすることとし、以下のとおり運用します。

### 1 情報の発信主体及び運用管理者等

情報の発信主体及び管理は各園が行うこととし、運用管理者は園長とします。また、運用者は運用管理者が指定する職員とします。

### 2 情報の発信時間

原則、月曜日から土曜日（祝日及び年末年始を除く）の午前7時30分から午後7時30分までとします。

ただし、運用管理者が必要と判断した場合は、上記以外でも発信することがあります。

### 3 運用方法

- (1) 運用管理者の監督のもと、各園の運用者が情報を発信します。
- (2) 発信する情報は、各園の運営に関するものです。
- (3) 情報の発信対象は、在園児の保護者となります。
- (4) 登録について、在園児の保護者の皆様にご登録の手続きをしていただくこととなります。
- (5) 登録情報について、園児が卒園又は退園したら速やかに削除いたします。
- (6) 不測の事態が発生した場合は、速やかに子ども施設課と共に対応いたします。

### 4 禁止事項

- (1) 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など市または第三者の知的財産権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人権・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの

- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) その他、日立市が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

## 5 知的財産権

- (1) 掲載している個々の情報（文章、画像等）に関する知的財産権は、日立市または原作者に帰属します。
- (2) 内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転載することはできません。

## 6 免責事項

- (1) 日立市は、利用者が掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (2) 日立市は、利用者間、もしくは利用者と第三者間のトラブルによって利用者または第三者に生じた損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (3) 上記のほか、日立市は内容に関する事項に起因または関連して生じた損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (4) 日立市は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直し、または運用を中止する場合があります。

## 7 個人情報の取扱い

ご登録いただいた個人情報については、日立市個人情報保護条例に基づいて、適切に管理します。

## 8 適用

この運用方針は、令和2年6月9日から適用します。

以 上